

## 第 1029 回教育委員会 会議録

平成 28 年 7 月 22 日

11:35~13:45

### ①開 会

<廣瀬教育長>

それでは、ただいまから、第 1029 回教育委員会を開会いたします。

### ②会議録署名委員の指名

<廣瀬教育長>

会議録署名委員に、涌井委員と武田委員を指名いたします。

### ③会期の決定

<廣瀬教育長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<廣瀬教育長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

<廣瀬教育長>

これより議事に入ります。

### ④議 事

<廣瀬教育長>

議第 1 号「特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、総務課教職員室長より説明願います。

<教職員室長>

はい。「特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。資料 1-1 を御覧ください。

本件は、山形県特別支援学校再編整備計画に基づき、山形県立米沢養護学校長井校に中学部を設置し、また、山形県立米沢養護学校西置賜校を新設することに伴い、特別支援学校の管理運営に関する規則の第 2 条で定めている部科及び修業年限の一部を改正するものであり、具体的には資料 1-2 の新旧対照表にあるとおり、同規則の別表を改正するものであります。

長井校に設置する中学部は、現在ある小学部の教室を間仕切りして増設し、修業年限が 3 年であります。また、西置賜校に設置する高等部は、修業年限が 3 年の普通科の設置であります。教職員につきましては、標準法に基づいて配置しますが、必要な職については、現在検討を進めているところであります。

なお、施行は平成 29 年 4 月 1 日からであります。以上、よろしくお願ひ申し上げます。

<廣瀬教育長>

御意見、御質問等ございますか。

<小 嶋 委 員>

西置賜校は新たに建物を設置するのですか。

<教職員室長> 長井工業高等学校の空き教室を活用して、そこに高等部を新設することとなります。

<廣瀬教育長> 中学部はどうですか。

<教職員室長> 中学部につきましては、現在、長井市立豊田小学校の中に小学部が間借りしているのですが、そこを間仕切りして中学部を加えるということになります。

<武田委員> 何名ぐらいの児童生徒が対象になるのですか。

<教職員室長> はい。まず長井校の中学部でございますが、中学部には単一障がい学級を3学級設置いたします。1学年1学級6人が上限になりますので、かける3学年で最大18人程度ということになります。

それから、高等部は単一障がい学級を3学級、重複障がい学級を1学級、計4学級を設置する予定であります。単一障がいの場合、1学級の上限は8人になりますので、8人かける3学年、これにプラスして、重複障がい学級は全体で1学級になりますので、これが3人、最大で計27人程度ということになります。

<廣瀬教育長> ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各委員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<廣瀬教育長> 次の議第2号は人事に関する案件であることから、その審議を秘密会としていかがですか。

<各委員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第2号の審議は秘密会といたします。

《 関係者以外退出 議第2号は秘密会にて審議 》

<廣瀬教育長> それでは、ここで一旦休憩にします。再開は午後1時といたします。

【 休 憩 ～午後1時 】

<廣瀬教育長> それでは、会議を再開いたします。

<廣瀬教育長>

次第の5、「報告」になります。

(1)「山形県立学校における平成29年度使用教科用図書について」、高校教育課と義務教育課特別支援教育室より報告願います。

<高校教育課長>

はい。それでは報告1-1の資料を御覧ください。来月の教育委員会会議で採択していただくこととなりますが、本日は流れの確認をさせていただきたいということでございます。教科書が使用されるまでの基本的な流れということで、一番上にフローを記載しています。まず、教科書発行者が編集しました教科書を文部科学省が検定を行います。そして検定済みの教科書の見本が各高等学校等に送られてまいりまして、それをもとに採択のために各学校で選定を行います。そして各高等学校で選定した教科書について選定理由書とともに教育委員会へ申し出ることとなります。そして、教育委員会で採択された各教科書の需要数を教科書会社に報告し、そこから翌年度の部数が各都道府県にある教科書供給業者へ教科書発行者から発送され、そこからそれぞれの担当する書店へ送られ、高校生であれば、その書店へ購入しに行くという流れになります。

「2 教科書の採択」に移ります。教科書の採択とは「使用する教科書を、教科書目録の中から選び出し決定すること」ということで、公立学校で使用される教科書については、所管の教育委員会が採択をするということになります。なお、県立学校におきましては、その下に囲みでお示した通り「県立学校の教科用図書は、校長が学校の教育目標、教育課程及び児童生徒の実態に応じて選定したものの中から、県教育委員会が審査し採択する。」という流れになっております。

続いて報告1-2の資料、来年度の平成29年度使用教科用図書採択までの流れを御覧いただきたいと思います。現在、高等学校用教科書の発行者自らが、発行する教科書を使用する学校に、問題集等いろいろなものを提供していたということが明らかになりまして、文部科学省において、他の教科書発行者においても同様の行為がなかったか調査を行っているところであります。そのため各県から文科省への教科書需要数の報告の締め切りが例年より遅くなっております。例年ですと、9月16日が締め切りとなっていました。今年度に限り10月31日まで報告するという文科省からの通知があったところです。それを受けまして、例年であれば、教科書採択について義務教育諸学校、高等学校ともに8月の教育委員会に付議しているところですが、高等学校用の教科用図書につきましては9月の教育委員会に付議し、そして義務教育諸学校用については例年通り8月の教育委員会に付議するというところで作業を現在進めているところであります。

現在、県立高等学校で使用する教科書の教科書審査会を実施しているところでありまして、県立中学校については、8月に教科書審査を行うということにしております。東桜学館中学校しか県立中学校はありませんが、他の中学校との転校がまず考えられないことから、東桜学館中学校については、独自に教科書を選んでいるという実態にあります。後ほ

ど説明いたしますが、特別支援学校の小学部や中学部に関しましては、普通の小学校・中学校から特別支援学校に移るといことも考えられますので、それぞれの特別支援学校のある採択地区と同じ教科書を採択するという流れで進んでいますので、東桜学館中学校だけ独自の教科書を選んでいるというところに違いがございます。

小中学校については、4年に1回全ての教科書の検定が行われ新しい教科書が出来上がりますが、高等学校におきましては、主に低学年用、その翌年に中学年用、さらにその次の年に高学年用、1年おいてまた低学年用と、学年ごとに新しい教科書ができることとなっています。この教育委員室にも並べられていますが、そちらが昨年度検定を通った低学年用の教科書になり、今年度は、その中から主に1年生の教科書として採択し、そして既に採択されている中学年、高学年用の中から2年生、3年生の教科書を選ぶという動きになっているところでございます。

続きまして、資料は報告1-3からでございますが、平成27年度に検定を経た教科用図書目録が報告1-8までとなっております。これらの教科書が先ほど申し上げましたように、そちらに並んでいるものになります。現在、担当の指導主事の方で審査会を開いておりまして、選定理由等の審査を行っているところでございます。審査を受けた結果を、高等学校分については9月の教育委員会に付議させていただきたいと思っております。

以上が高等学校の教科書採択の流れでございます。よろしくお願いいたします。

< 特別支援教育室室長補佐 >

私の方からは県立特別支援学校で使用する教科用図書について報告させていただきます。資料は報告1-9を御覧ください。特別支援学校で使用する教科書はここに書いてありますように3種類ございます。1の文部科学省検定済教科書、これは通常の小中学校及び高等学校で使用するものと同じものであります。

2の文部科学省著作教科書、これについては特別支援学校用の教科書が発行されていないため、文部科学省で編集した教科書でございます。

(1)の特別支援学校視覚障害者用[点字版]は、検定済みの教科書を点字訳したものです。今日の前に並べてございますが、オレンジ色の分厚いものが点字訳した教科書になります。(2)の聴覚障害者用教科書は、音や言葉の聞こえにくさに配慮して作成されておりまして、発音や言葉の使い方を丁寧に指導するものでございます。それから(3)の知的障害者用教科書は☆印本と呼ばれまして、☆の数が増えるほど内容が高度になっているという教科書でございます。☆が一つになりますと、中身は文字が無く、絵だけというものになっています。

3番目、資料の一番下でございます。一般図書(特別支援学校・特別支援学級用)でございますが、(1)の絵本等の図書は、児童生徒の障がいの状態に応じて、検定済教科書や著作教科書だけでは十分対応ができない場合、例えば障がいの程度が重く、文部科学省著作教科書等でもなかなか難しいというような場合に使用するものでございます。(2)

の点字版教科書は、地図や、2の文部科学省著作教科書の点字版以外の教科のものが該当します。地図は、そちらにございます緑色の大きなものになります。(3)の拡大教科書は弱視の児童生徒が使用する教科書で、検定済教科書の内容とまったく同じものを拡大したのものになります。山形盲学校において使用しております。

義務教育諸学校には、特別支援学校では小学部、中学部があたりますが、これについては、8月31日までに採択することとされておりますので、8月の定例教育委員会の付議に向けて現在手続を進めているところでございます。その際には、各県立特別支援学校小学部、中学部が選定した全ての教科書の一覧、各校選定の観点、各教科書の選定理由を記載した教科書選定理由書を御覧いただく予定です。また、高等部につきましては、先ほどありましたように、高等学校とあわせまして、9月の教育委員会で御覧いただく予定です。

以上で、県立特別支援学校で使用する教科用図書について報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

<廣瀬教育長>

御質問等ございますか。

<廣瀬教育長>

よろしいですか。それでは次に(2)「山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会に係る検討経過について」、高校教育課長より報告願います。

<高校教育課長>

それでは、報告2-1と2-2が資料となつてございます。初めに2-1を御覧いただきたいと思ひます。高等学校入学者選抜方法の改善に係る検討委員会でございますが、今年1月に第2回の検討委員会を行ひまして、そこまでで審議されたもの、これを中間まとめとしたうえで、パブリックコメントを求め、できるものから今年度末に行う平成29年度入学者選抜から実施する方向で進めてきたところであります。一つ一つの課題について、検討を加え分析を行つた結果、解決すべき問題が多数あるということがわかり、難しいということになってまいりました。この検討委員会は昨年度と今年度の2ヶ年で行ひまして、資料の左側、黒丸でお示しした急ぎ検討する部分を昨年度中に結論づけて、そして、今年度は白丸の方の項目をゆっくり検討していこうという流れで進めてきたところでありますが、先ほど申し上げましたような問題があり、組み換えを行ひ、新たに審議を継続しているというところでございます。

県外からの志願者受入れ、あるいは入学定員の充足について、これを右側でございますとおり、①として「入学定員充足のための取組みについて」ということで、資料下の方にまとめたように、県外からの志願者受入れや、受検機会の複数化などを検討していくこととなりました。

それから、外部検定試験の活用ということで、英検等を所持している者を何らかの形で評価できないか議論してまいりましたが、この部分と学力検査問題そのものの議論を、②「学力検査の在り方について」とい

うふうに一本化しまして、資料下に示しました②ですが、英語の4技能を評価する方法、つまり従来の英語の試験では、「読む」、「聞く」、「書く」は行われているものの、「話す」という部分は実際に評価されていません。そこで英検3級では面接試験があるため、それを導入すれば、「話す」部分も評価に加えられるということで、昨年来検討してきたところではありますが、これと、教科横断的な問題や総合的な問題の導入、難易度の異なる多様な問題の提供などとあわせて考えていきたいと思っています。

それから③、これは新たに検討する部分ですが、中学生が3月まで学ぶ姿勢を維持できる方法や、高校での学ぶ意欲や多様な観点での選抜というところを、「中高接続の改善に資する高校入選の在り方について」ということでまとめまして、具体的には、推薦選抜で早く決まってしまう子の学習に対するモチベーションの維持や、あるいは多様な観点での選抜を行い、高校へ中学校の時の頑張りをつなげていきたいところの評価を考えていきたいというものです。

それから、4番目として、これはもともと単独でありましたが、「通信制への転入学の在り方について」ということで、まとめ直して、過日、第3回の検討委員会を行ったところでございました。

その結果としまして、次の資料、報告2-2になりますが、まず、①のアについては、昨年度1月まででかなり検討が進んでおりましたので、概ねこのような形で決着をみたというところでございます。県外からの受入れについては、「入学者が定員に満たない状況が続く次の条件の一方又は双方に該当する学校・学科について、教育長の許可により、県外からの志願者の受入れを行うことができる。」、一つ目の条件としましては、「県内で唯一の学科であること」。二つ目が「1学級規模の学校で学校と地域との連携が確立している学校であること(この場合の学校とは分校を含む)」としているところでございます。

補足としまして、定員に満たない状況が続くとは、直近5年間の入学者の状況であり、それから、学校と地域との連携の確立というところについては、具体的にはこれから条件を詰めていくということですが、学校が地域の活性化に貢献をしており、地域も協力的であるというところを明確にして、基準を作っていきたいということでもあります。また、対象校の決定にあたっては何らかの組織が必要なのではないかという提案を受けたところでございます。それから、県外から志願した生徒が合格した場合には、保護者代わりになるきちんとした監護する人がいなければならないのではないかという意見もございました。それから、志願者の受入れは現在の中学3年生からでは難しいため、来年度の入学者選抜、今の中学2年生から実施することが望ましいということでございます。

具体的な候補としましては、この近くで言いますと、定員割れをしており、唯一の学科というところで山形北高等学校音楽科。それから、加茂水産高等学校、こちらは2つ学科がありますが、2つとも定員割れをしています。それから分校で、新庄北最上校、新庄南金山校、新庄神室

産業真室川校、鶴岡南山添校。分校ではないところでは、遊佐高等学校、こちらは1学級規模で定員割れをしています。そのあたりをにらみながら、今後さらに進めてまいりたいというところでございます。

続いて、2番目の「学力検査の在り方について」のア、英語の4技能を評価する方法ということで、英語検定3級を評価できないかということについては、結論から申し上げますと、今回は見送ったほうが良いのではないかとございまして。理由としましては、経済的に厳しい世帯がある中で、英語検定受検の補助を行うことはなかなか厳しい状況にあること、それから、こちらの方が大きな理由かと思われそうですが、年によって平均点に違いが生じる実態があり、また、学校ごとに採点基準が異なる中で、例えば、英検3級取得者には80点を与えるなど、いろんな方策が考えられますが、その一定の点数を担保することは、公平性を保つことが難しいのではないかと、反映のさせ方という部分でも問題が大きいということで、もう少し長い期間をかけて検討を重ねてからのほうが良いのではないかと意見を頂戴したところであります。

通信制の転入学の在り方につきましては、現在、霞城学園高校では8月までに転入手続をしなければ、その後は受け付けないという状況になっておりますので、手続が間に合わない場合は、高校の在籍期間が空いてしまうという不合理がでてきます。もう少し受付期間が長いと、一度やめてという形ではなく、転校という形で籍が維持できるというメリットもありますので、そういったことを考えて弾力的にやっていってはどうだろうかという意見を頂戴し、この部分については平成29年度からすぐにはできないのではないかとございまして進めていきたいと考えております。

その他の検討事項、例えば受検機会の複数化などについても、志願変更期間を設けるなどしている県もありますが、かなり事務手続きが煩雑になるということもあり、なかなかすぐに導入ということは難しいところですので。それから、教科横断的な問題の導入ということも、現在5教科としてやっている中で、大きく制度変更することは難しく、また、推薦選抜内定者への手立てなどでは、例えば、一般入試の際に内定者も全て受検させるなどということも非現実的でありますし、なかなか問題が多いということで、様々な意見を頂戴したのですが、引き続き第4回まで検討していくこととなりました。

以上、第3回までの報告でございました。

<廣瀬教育長>

御質問等ございますか。

<小嶋委員>

通信制への転入学については、全日制から通信制へ移ることを想定していて、その逆というのは想定していないのですか。

<高校教育課長>

そうです。逆はほとんどありません。例えば、不登校傾向が強まったとか、家庭の事情で全日制に通うのが厳しくなった、具体的には日中自分も仕事をしなければならなくなったような場合がほとんどです。

- <小 嶋 委 員> 高校をやめなければならない状況にある生徒を救済するものですか。
- <高校教育課長> はい。籍をつなぐということでは大きな意味があります。  
ただし、12月に籍を異動したからといって、残り3ヶ月で単位を取得できるかという部分ではなかなか難しいことも事実です。
- <武 田 委 員> 県外からの志願者受入れの対象校は、そうなった場合、積極的に生徒を受け入れるようなアピールをすることになるのでしょうか。遊佐高校は高校再編整備で将来的に統合対象になる可能性があります。このような流れになると、高校では志願者を集めようという動きになるのでしょうか。
- <高校教育課長> 町としても応援するので、遊佐高校には県外から受検できるような仕組みをつくってほしいという要望を遊佐町からもいただいているところです。一方で、子どもの数が減っており、再編整備をしなければならないということもございます。再編整備の基本方針では、入学者数が入学定員の2分の1を2年連続で下回ると、募集停止にして、ゆくゆくは、というルールもあり、そちらのルールをなくすというわけではございません。  
それぞれの学校や地域の考えで積極的に頑張るところも出てくると考えられますので、余裕がある分には受け入れてもいいのではないかと、そのようなルールがあってもいいのではないかとということもございます。  
一方で、水産高校や音楽科は定員には満たない状況ではありますが、一定程度需要があるわけでもございますので、なくすわけにはいきません。また、鳥海丸などは造ったばかりで、施設も充実していますので、定員に余裕があるということもございますので、多くの生徒が入って切磋琢磨できる環境にあった方がよいということもございます。
- <廣瀬教育長> よろしいですか。それでは次に(3)「文化審議会答申(史跡名勝天然記念物等の指定等)について」及び(4)「文化審議会答申(有形文化財(建造物)の登録等)について」、文化財・生涯学習課長より一括して報告願います。
- <文化財・生涯学習課長> はい。それではよろしくお願いたします。国の文化審議会答申ということで2件ございますが、まずは資料、報告3-1を御覧ください。史跡名勝天然記念物の追加指定でございます。平成20年に指定された、史跡鳥海山の一部拡張、追加ということでございます。今回は史跡ということでございますので、鳥海山の自然というよりも山岳信仰に係る部分ということで御理解いただければと思います。神社、仏閣が範囲となつてございます。  
資料をめぐっていただきまして、報告3-2の別紙にて簡単に説明させていただきます。資料下に、既存の指定地ということで、



平成20年に指定されたところが記載されております。歴史書によりますと、鳥海山は870年頃に噴火をしまして、その後水蒸気爆発を繰り返してきた山で、その当時の朝廷が大物忌神として祀り、重要な出来事を予言して、祭祀をおろそかにすると噴火鳴動する神ということで、鳥海山信仰の対象となったとされております。

そういうことから鳥海山については、山頂に本社を、吹浦口、蕨岡口の登山口に二つの里宮を置き、中世に入りますと、山岳信仰の修験者が麓に定着しまして集落を形成したと言われております。

平成20年に概ねのところは指定されておりますが、今回、文化庁の調査官が範囲を見直しまして、蕨岡口ノ宮に隣接する龍頭寺境内、吹浦口の登拝道、また、秋田県になりますが、滝沢口の登拝道の3か所について範囲を拡大するという形で、追加指定となったところでございます。

資料、報告3-4には対象地域の位置ということで、従来のところは青い線で、今回の追加については赤い線で示しております。報告3-5から3-6では、龍頭寺、登拝道の写真を、3-7には県内の国指定史跡の一覧を記載しております。報告(3)については以上です。

続いて報告(4)について、こちらも国の文化審議会の答申でございまして、登録有形文化財(建造物)の登録についてでございます。今回は、山形県で7件新たに登録されております。登録有形文化財について簡単に説明いたしますと、従来文化財の保存については指定制度という形をとっていますが、この制度では主に江戸時代以前のものが多いです。近代の建築物は多種多様に、多数あるわけですが、近代の建築物でも価値があると評価されるものについては、指定制度よりも緩やかな規制の下で、幅広く保存を図っていこうという狙いのもとで、平成8年に国で登録制度を設けたものでございます。受ける制約としては、一定規模以上の現状変更を行う場合は、許認可という形ではなく、事前の届出が必要になります。メリットという部分では、指定制度の場合は国の補助制度がありますが、登録の場合は原則的に補助制度はなく、相続税や固定資産税など税制の優遇措置がある点が所有者にとっては有利な取り扱いとなっております。

一般には、市町村からの申出を受けまして、文化庁の調査官が調査を行い、価値があると判断されたものについて、文化審議会にかけるという流れになっております。

今回の7件については、報告4-2を御覧ください。ニュー村尾浪漫館離れは、手の込んだ造作ということで評価されました。種別の欄「産業3次」とありますが、これはサービス業の3次産業と理解いただければと思います。その他の6件については、いずれも南陽市の蚕糸業に関係するものになります。上の3つが現在は蔵楽となっておりますが、繭の倉庫だったところです。こちらは倉庫の中の骨組み、柱、梁が貴重な構造であると評価されました。多勢丸中家住宅の座敷棟と洋館については、当時商談に使われた住宅ということで、座敷、洋館の手の込んだ意匠が評価されました。最後に、夕鶴の里資料館は製糸場の土蔵で、骨組み、間取り、建築構造など特徴的な点について価値があると評価されま

した。

所有者については、ニュー村尾浪漫館は法人、多勢丸中家については個人、その他については南陽市となっております。

報告4-3には、現在の市町村別登録件数の状況を記載しております。4-4から4-7には、今回登録になりましたものの写真を載せております。以上でございます。

<廣瀬教育長>

御質問等ございますか。

⑥閉 会

<廣瀬教育長>

それでは、無いようでございますので、これで第1029回教育委員会を閉会いたします。